

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園，保育所，認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園（未移行幼稚園）を利用する子どもたち

【対象者】

○ **3歳から5歳（年少・年中・年長児）**

※ 満3歳から小学校入学前までが無償化の対象です。

①年収360万円未満相当世帯

②全ての世帯の第3子以降(小学校3年生までの子から数えて)
上記に該当する場合は、市から保護者の皆様へ**副食費相当額**として上限4,500円(月額)を給付いたします。申請の手続等につきましては、別途ご案内いたします。

【利用料】

○ **月額最大25,700円まで無償化**

● 通園送迎費，食材料費，行事費などは，これまでどおり保護者の負担となります。

● 幼稚園と障害児の発達支援の両方を利用する場合は，両方とも無償化の対象となります。

幼稚園（未移行幼稚園）の預かり保育の利用

【対象者・利用料】

○ 対象となるためには，市から「**保育の必要性の認定**」を受ける
必要があります。

※ 「保育の必要性の認定」の要件については，就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので，認定の担当課へお問い合わせください。

※ 預かり保育は，満3歳となった日の次の4月から小学校入学前までが無償化の対象です。

※ 市町村民税非課税世帯については，満3歳から対象となります。

○ **預かり保育の利用料****利用日数×450円を限度に，月額最大11,300円まで無償化**

※ 無償化の対象額は，利用日数に450円を乗じた額と実際に支払った額を，月ごとに比較して低い方の額となります。

※ 預かり保育を実施していない場合や，実施時間等が少ない場合(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)には，預かり保育の利用料に加えて，認可外保育施設等の利用料についても，月額最大11,300円の範囲内で無償化の対象となります。

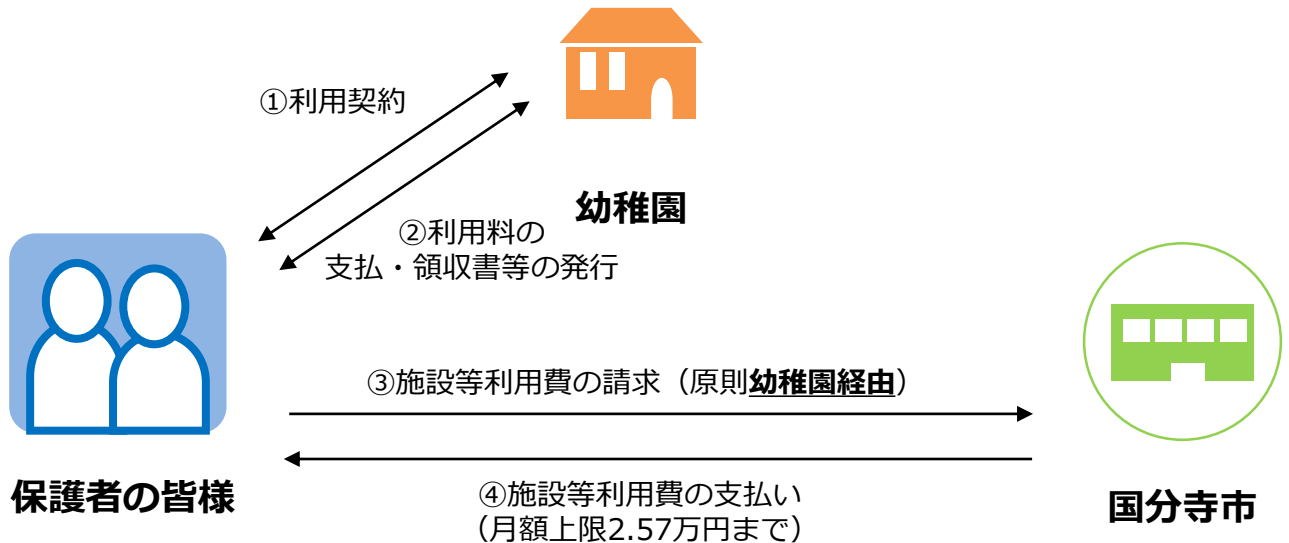
※ 市町村民税非課税世帯については，満3歳となった日から次の3月末までの間は，月額最大16,300円が無償化の対象となります。

〈参考例〉預かり保育の利用料が1日①400円 ②500円，1か月の利用日数が20日の場合

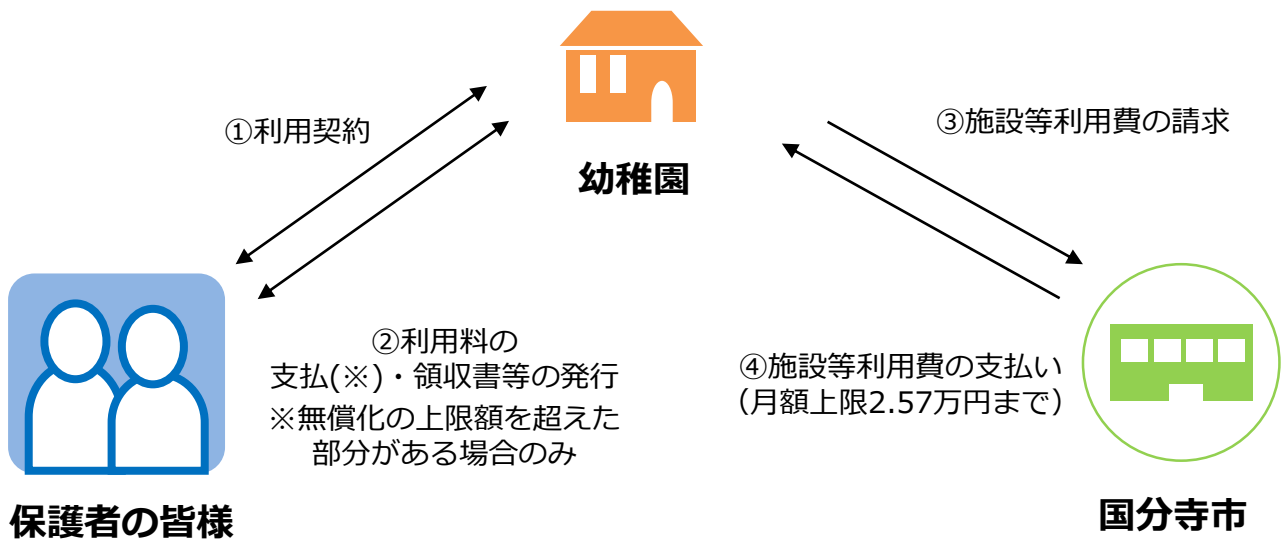
| | 利用日数 | 利用料<A> | 上限額 450円×利用日数 | <A>とのうち 低い額 | 実費負担額 |
|---|------|-----------------------|----------------------|-------------------|--------|
| ① | 20日 | 8,000円 (400円×20日) | 9,000円 (450円×20日) | 8,000円 | 0円 |
| ② | 20日 | 10,000円 (500円×20日) | 9,000円 (450円×20日) | 9,000円 | 1,000円 |

無償化後の施設等利用費の給付方法について

【償還払い（教育時間部分の場合）】



【法定代理受領（教育時間部分の場合）】



- 教育時間の利用料については、保護者の皆様に一度利用料を施設にお支払いいただき、後日、施設を通じて市へ施設等利用費の請求をしていただく「**償還払い**」と、施設が保護者の皆様に代わって市へ施設等利用費の請求を行う「**法定代理受領**」の2種類の給付方法があります。給付方法は各施設にお問い合わせください。
- 預かり保育の利用料については、**償還払い**でお支払いさせていただきます。
- 償還払いの場合、年2回・半年ごとに施設経由で請求していただき、内容審査を含め約1～2か月後に指定の口座に施設等利用費をお支払いさせていただきます。
※10月分～3月分の利用：4月に請求、4月分～9月分の利用：10月に請求
※施設が発行する領収書等は大切に保管してください。
- 提出の締切日等具体的な手続方法につきましては、決まり次第、市ホームページや各園を通じてお知らせいたします。

【問い合わせ先】 国分寺市 子ども家庭部 電話 042-325-0111 FAX 042-359-3354
子ども子育てサービス課 (認定に関すること) 内線 383
子ども子育て事業課 (給付に関すること) 内線 465